

秋田家庭裁判所委員会第7回議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成18年2月14日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

鎌田恵子，熊澤あゆ子，佐藤順子，柴田一宏，中村雄一，橋本和夫，林正章，
原田健，藤井俊郎，三浦邦夫（敬称略・五十音順）

（報告者）

家事審判官・戸村まゆみ

成年後見センター・リーガルサポート秋田支部長・菊地喜久雄

（説明者）

鳴海事務局長，大田首席家裁調査官，近藤首席書記官，池田事務局次長

（庶務）

藤原総務課長，一関総務課課長補佐，伊藤庶務係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選任，同職務代理者の指名

(3) 第6回家裁委員会における提案に対する説明

(4) 「成年後見等制度の運用の現状と今後の課題」を議題にした意見交換等

ア 成年後見等制度の概要，事件数の概況及び家庭裁判所の取組状況に関する
説明

イ 家事審判官及び成年後見センター・リーガルサポート秋田支部長の基調報
告

ウ ア及びイについての質疑応答

エ 意見交換

(5) 次回開催予定など

ア 次回テーマについて

イ 次回期日について

5 議事要旨

(1) 新任委員の紹介

平成17年12月24日付けで満田委員の後任として発令された秋田家庭裁判所長橋本和夫委員の自己紹介があった。

(2) 委員長を選任，同職務代理者の指名

ア 委員長の選任

藤井委員長職務代理者の進行で委員長の選任手続が行われ，橋本委員が委員長に互選された。

イ 委員長職務代理者の指名

委員長は家庭裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として，藤井委員を指名した。

(3) 第6回家裁委員会における提案に対する説明

鳴海事務局長は，前回の当委員会において，委員から出された「裁判所をより一層利用しやすくするための物的設備，サービス等の充実について」の提案について，現時点までの検討結果を説明した。

(以下，◎が委員長，○が委員，□が説明者の発言)

◎ 今の説明について，疑問な点などの御質問があれば伺いたい。

○ 先ほど，事務方から裁判所利用者を対象とするアンケート等の実施について，現時点までの検討結果の説明があったが，アンケートを実施している10庁全部について情報収集を行っているのか。

□ そのとおりである。

◎ 集約した結果については、次回以降の当委員会において報告させることを考えている。

(4) 「成年後見等制度の運用の現状と今後の課題」を議題にした意見交換等

ア 説明事項

近藤首席書記官は、現時点における成年後見等制度の概要と統計数値について、資料を用いて説明した。

イ 基調報告

① 戸村家事審判官は、「裁判官から見た成年後見等制度の現状と今後の課題」と題して、別紙1の説明をした。

② 菊地成年後見センター・リーガルサポート秋田支部長は、「家庭裁判所委員会に対する報告」と題して、別紙2の説明をした。

◎ 戸村家事審判官の報告は、後見開始等の審判をするに当たっての問題点や、後見監督についてのあい路など、実務上さまざまな悩みを抱えながら仕事をしているという紹介であった。また、菊地支部長の報告は、司法書士として、後見等の開始の申立て段階で問題になってくることや、成年後見人に就任した後に発生する様々で、深刻な問題についての紹介であった。加えて、制度として、こうあってほしいという課題も提供された。

ウ ア及びイについての質疑応答

○ 今紹介のあった事項以外で、身上監護あるいは財産管理で、困っていることなどの具体的な事例があれば教えていただきたい。

□ 成年後見人の権限の立ち行かない部分で、本人を巡る親族間の争いが非常に多い。しかも、我々はそこに立ち入る権限が本当にあるとは言い切れないという、権限の限界というか、紛争を解決できないいらだたしさがある。本人が健常であれば、おそらく解決できたであろう家族の紛争の部分、身上監護でも財産管理でもない部分において、実際に難しい問題がある。権限の限界と、それに対するジレンマは、私だけではなく、成年後見業務に携わる司

法書士がそれぞれ抱えている。

エ 意見交換

- 菊地支部長の提言を聞いて、実際に現場でいろいろな問題を抱えながら、この制度が運用されているのだなと感じた。高齢化社会の先陣を切っている秋田の状況からすると、もっと利用が多いと思っていたが、意外と少ないことに驚いた。

まず、制度の周知について、リーフレットが1種類だけであり、「成年後見制度」という言葉自体が、まだ、一般の方に親しみのある言葉として浸透しているとは思えない。その制度を必要としている人はたくさんいるはずで、その中でも親族間の紛争は日常茶飯事だと思われるので、もっと、この制度をピーアールして、理解していただくというのが必要ではないか。いずれ関係機関が連携しながらピーアールしていくことになると思うが、まず、利用しなければならない状態になる前に、知っていただくというのが必要なのではないか、と感じている。

二つ目は、鑑定書が必ず必要になるのだとすれば、主治医といってもいろいろな分野の方がいるので、認知症を詳しく知っている方に書いていただけるか否かで、大分違うような気がする。鑑定料も相当の幅があって基準がないということが非常に不思議に思う。必ず出さなければならないものなのに、料金の基準がないというのは理解できない。また、介護保険の申請の場合には、チェックシートのような定型診断書があるが、成年後見では、そのような整備がされていないのか。定型書式があれば、定額にできるとか、基準を作ることができそうに思える。その意味で、制度を利用するための態勢がきちんとできているのか不思議に思った。

また、今後、この制度を利用する人が増えてくると思うが、実際運用していくに当たって、裁判所ではマンパワーが足りているのかというのが心配である。非常に専門的なところもあり、また、親族間の紛争も絡んでくると、

調査等にも時間が掛かると思うし、後見人が決まってからもいろいろあるということを知ったので、今後、ますます事務量が増えると思うが、裁判所で運用が可能なほどの態勢が整っているのか。今後の見通しはどのようなふうを考えているのか。

- ◎ 成年後見等制度の広報の関係について、「成年後見制度を利用される方のために」と題するリーフレット以外にもあるのか。また、それがどこに備え付けられているのかを事務方から説明する。
- パンフレットについては、各裁判所の玄関ホールに備え付けているほか、各市町村を始め、先ほどの説明資料に記載されている配布先に送付している。現状では、それ以上の広報活動は行っていない。
- ◎ 後見開始の審判のためには必ず鑑定が必要なのか。鑑定料について5万円から10万円の幅で決まるという説明があったが、事件によってまちまちなのはどうしてなのかについて事務方から説明する。
- 鑑定が必ず必要なのかという点については、後見開始によって本人の財産処分権の制限及び財産上の自由の制約等が伴うということから、その判断の資料とするために鑑定を行う必要があり、本人が植物状態にあるなどの例外を除いて、一般的には鑑定を行っている。また、鑑定料に幅があるという点については、基本的に鑑定料をいくらにするかというのは家事審判官の判断事項であるが、鑑定の対象となる本人の状況によって、鑑定をする労力に違いがあるために、結果として、鑑定料にも違いが出てきている。
- 今後、事件数の増加が見込まれる中で、裁判所としての態勢が大丈夫なのか、という質問に対しては、裁判所全体の人的態勢についての仕組みについては、基本的に最高裁判所が、全国の裁判官、書記官、調査官、事務官などの職種について、全体の人数である予算定員を、各年度ごとに、予算とともに増員の要求をして、政府において認められて人数が決まる。それを、事件数の動向及び処理状況などの各庁の実情に応じて割り振るとというのが人員の

関係である。確かに、成年後見関係の事件数の動向は右肩上がりであるが、他方において、一時期非常に伸びていた破産の事件数が落ち込んできている。裁判所に係属する様々な事件の中で、増加するものもあれば減少するものもあり、人員も、増える部署もあれば減る部署もある。事件数の動向に応じて必要な人員を必要な部署へというところで、毎年見直しをしている。裁判所として事務量が増えれば、予算との関係で増員の要求を多くしていくというのが実情である。秋田はどうかというと、上級庁に対して秋田の事件数の動向や事件処理状況などの実情をつぶさに伝えていく中で、必要な職種の態勢については、毎年整えるようにこれまでも努めてきているところである。

◎ 広報の関係では、秋田版の「成年後見人Q&A」という冊子があるのではないか。

□ 「成年後見人Q&A」と「未成年後見人Q&A」の冊子がある。これらには、後見人の職務であるとか、注意点について、いろいろ細々としたことにも触れている。基本的には、この冊子は後見人になられた方へお渡しして、後見人の任務について理解していただくためのものである。

なお、関係機関にも配布している。

◎ 成年後見制度と地域司法支援との関係について、何か意見や質問はないか。

○ 現在、生活センターの所長をしているが、今の仕事の中から、成年後見制度について考えていることをお話ししたい。このテーマを選んでいただき大変感謝している。正直なところ、私たち生活センターの職員ですら、成年後見制度の実態がよく分からないという状況であった。昨年、富士見市で発生して、社会的な話題になった悪徳住宅リフォーム詐欺商法は、秋田県でも同じような事例があったことを紹介したい。認知症や判断不十分者に対して、うまくいくと思えば、次から次へと、何度でも契約を結んでいく。そして、ただ現金をもらうだけではなくて、クレジット契約まで結び、家屋敷までも取られるという、酷い、悪質な犯罪的なものが実際に起こっているし、今後

も起こり得ると思う。悪質な業者に対しては、昨年、行政処分はしたが、高齢者の一人暮らしが増えていく土壌の中で、後手ではなく、自分たちのところでも何とかしなければいけない状況だと思っている。相談員に対しても、成年後見制度があるのだから、これについて情報提供する旨指導しているが、実際問題としては、なかなか情報提供が行われていなかった。実際に住宅リフォーム関係で紛争が起こり、成年後見制度を活用しようとして、市町村の窓口に行ったら、同制度をよく知らなかったということがあった。成年後見という言葉は分かっているけど、どこに行けばいいか分からない人が、現実にはたくさんいる。市町村長が申し立てることができるようになったので、私どもがつなげてあげたいと思って、県に確認したことがあった。まず、介護保険の適用を申請する必要があるって、その上で、市町村長が申し立てる費用をいくらか県で補助するそうだが、県では、その補助金の申請や給付の手続を行う窓口しかなかった。そういう意味で、今後大変だと思っていたところ、県から、厚生労働省が、来年度から高齢者福祉の一環として地域包括支援センターを立ち上げ、高齢者の実態把握も含めて、権利擁護業務として成年後見制度の活用もつなげて相談センターをやっていこうという方向が示されたという資料をいただいて一安心しているところである。また、この委員会に出て、裁判所の苦勞も分かったので、是非、市町村及び包括支援センターにも関わってもらい、大いにピーアールして、どこに行けばどういう手続ができるか、ということの情報が伝わるようにやっていただきたい。

昨年度の高齢者や障害者と悪質な業者との契約トラブルに関わる相談件数は、知的障害も含めた判断不十分者から50件近くあった。70歳以上の高齢者と知的障害を持つ方との割合は半々であった。一人の人がいくつも契約させられるケースもある。また、実際に相談に来るのは、家族や親戚が多く、施設の職員の場合もある。私どもがあっせんに入り、実態調査をしていく中で、親戚関係だと、事実確認がちょっとおかしいと気づいていてもなかなか

言えない状況がある。手続に持っていくまでにエネルギーが掛かっている。先ほどのリーガルサポートセンターの説明でも言っていたが、成年後見制度は、包括支援センターという拠点も得たので、今後ますます身近になって、制度利用が活発になっていくと思う。裁判所では、裁判員制度などの出前講座をやっているようだが、成年後見制度についても、地域の機関に降りて一緒にやっていただきたい。厚生労働省の案内では、消費者生活センターも関わるということで、成年後見に関するパンフレットは私たちの窓口にもほしい。

パンフレットについては、市町村といってもいろいろな部署があり、窓口がなければ、一度も検討しないで記録に綴じられてしまうこともあると思う。これからは、市町村にただ送るということだけでなく、どこの窓口で備え付けられているのか、利用されているのか、きちんと見届けてほしい。また、包括支援センターの関わる場所や消費者問題、安全や安心に関わっている団体などにも送ってほしい。

- ◎ 今の話を聞いていると、成年後見制度が、一般にはあまり知られていないのではないかという疑念を生じた。地域包括支援センターは、各自治体において、今年4月に設立され、10月ころに業務開始になるのか伺いたい。
- 各自治体によって、この4月から立ち上げるところもあるが、時間的な猶予があって、19年度から運用される予定の自治体もある。それぞれ準備をしているところだが、国や県からは、具体的な内容はほとんど来ていない。例えば、人的にはケア・マネージャーの方が何人とか言われているが、実際にどういう割り振りで、どうやっていくかについては、まだ明らかになっていない。また、自治体が直営するのが望ましいという言われ方をしているが、場合によっては、地域の社会福祉協議会に委託という形になる場合もあり得る。したがって、必ずしも行政イコール包括支援センターとなるものではない。その辺は、その自治体によって、選び方ややり方はさまざまかなと思っ

ている。なお、地域包括支援センターも介護保険も、老人福祉の枠組みの中で運用される制度なので、その面については、あまり区別しなくてもよいのではないかと考えている。

- 成年後見人選任までの審理期間は、秋田ではどれくらい掛かっているか。
- 審理期間についての統計を持ち合わせていないので、ここで即答することはできない。
- ◎ 秋田は事件数そのものがそれほど多くないことから、審理期間は全国的なものと同じく変わらないのではないかと考えている。ただ、今後、集団的申立て等があったとしたら、それに対してどういうふうに対処していくのかという問題が出てくるであろう。
- 後見開始で、後見人と被後見人との関係というのは、親族関係で、子又は配偶者というケースが多いと思う。それを考えると、後見人になった後にトラブルというものは生じないのか。裁判所でチェックをしていくわけだが、後見人がきちんと書類を提出するとか、定期的に報告を求めているのかについて聞きたい。
- ◎ 裁判所が行う後見監督が、実際どのようにされているのか、特に、成年後見人が親族の場合について説明されたい。
- 後見人が選任されると、後見監督事務の必要が生じる。後見人が適正に後見事務を行っているかどうかについて、家庭裁判所が監督するという手続である。事件によって多少異なるが、一定期間が経過してから財産の管理状況に関して書面の提出を求めたり、必要に応じて、裁判所から書面照会あるいは調査官の調査という形で実情を調査し、不適切なところがあれば是正させるという状況である。
- ◎ もう少し具体的に言えば、先ほど戸村審判官が具体例として挙げた、後見開始の申立ての動機というのが遺産分割の協議をするための場合、本人が相続人の一人になっていて判断能力が欠如しているために、本人は遺産分割の

協議ができないというような状態なので、後見開始の審判がされる。この場合、何を監督するかというと、まず、遺産分割の協議がきちんとされたかということ、比較的短期間のうちに、すなわち協議が二、三か月のうちにされる予定の場合は、それを見込んで3か月後くらいに後見監督の事件を立件し、遺産分割協議が本人の利益を考えた上できちんとされているかということを見るわけである。ところが、後見監督というのは、その後もまだ続いていく。この場合、主たる目的は遺産分割協議の成立で終わっているが、後は、例えば1年後に本人の財産が適正に管理されているかどうかということ、裁判所書記官が書面で照会して、提出された報告書におかしい点があれば、また後見監督事件を立件し、成年後見人をすぐ呼び出すなどして、家裁調査官が調査するか、家事審判官が審問をして事情を尋ねるわけである。しかし、そういうことは普通はなく、大体は財産管理がきちんとされているので、書面で問題がなければ、いったん監督を終えて、更に又1年後にもう1回様子を見るという感じで監督している。もっとも、事件によって監督のやり方は違って来る。緊急の必要がある場合には、直ちに後見監督の事件を立件して成年後見人を呼び出し、すぐ調査に当たるなり、あるいは、家事審判官が審問して事実関係を確認するということが必要になる。そうでなければ、一定の期間を置いて書面照会するぐらいで足りる。大まかに言うと、このようなやり方である。

- 後見人には、かなりの責任や苦勞があることは分かったが、後見人の不正なども報じられているところである。後見人になろうとする人に対する心構えとか、責任については、どのように対応しているのか。
- 後見人になられた方には、これからはこういう報告が必要になるということや、管理のための口座を分けてもらうことなどの基本的な指導は行き届いている。しかし、管理がルーズになってしまったことなどもあるので、最初の指導が肝心だと、担当者には言っている。報告書の様式などは決まってい

るし、報告に必要な書類も指導しているが、なかなか伝わらないところがあるのも現実である。

- ◎ 後見人候補者に対しては、家裁調査官なり書記官が、「成年後見人Q&A」を示すなどしながら、職務の内容についての説明をしている。それでもやはり成年後見人が親族の場合は、いずれは自分が相続するのだからとか、本人もきつこうしただろうとの思い込みから、財産の混同が生じてくる場合もあり、いろいろな問題が起きてくることがある。

ところで、前の質問で、鑑定書の定型のようなものがないかという質問があったが、成年後見用の鑑定書という定型書式があって、普通の鑑定書よりは比較的簡単に記載ができるよう書式が工夫されている。また、申立書に添付してもらった診断書についても、同様である。

- 市町村の申立てについては、昨年度は何件かあったかと思うが、どういう人が実際の手続をしているのか教えていただきたい。
- ◎ 「成年後見関係事件の概況」という最高裁家庭局の資料によれば、平成16年4月から平成17年3月までの間に、秋田家裁では2件の申立てが出ている。実際にだれが手続に来たかは分からない。
- 先ほど、リーガルサポートの方が言っていたが、ああいう方々が、いろいろな機会でもボランティア的な作業でやってらっしゃるのだと思う。報酬というのも随分低いようなので、そういう人たちもいないと、財産がたくさんあって手続をする人だけではないので、お助けマン的な人たちがいた方がいいと思う。今後、福祉の補助事業というのとはなくなるかもしれないが、市町村の申立てを増やすためにも、そういう方々とのつながりがないと事件としては起きてこないと思った。
- ◎ 高齢化社会を迎えて、この制度の利用者としては、「財産がある高齢者で、判断能力に問題のある人」が中心に考えられているが、財産のない人の場合にはどうするのか非常に気に懸かっている。今まさに、そういう問題が大き

く動き出してきているのかなという気がする。

- 今の質問は大変ありがたいと思っている。先ほど、申立て費用の本人負担のところでも述べたが、おそらく2件とも私どもが携わった事例かと思っている。もちろんこれは予算がないわけなので、我々がすべて手弁当で行い、報酬もいただいていない。実費もすべて我々が出している。制度としてこれでもいいのかなという疑問がもちろんあって、システムとして、これはあってはならないことだと思っている。何とか運用システムとして道筋を付けてくればと思います、先ほど述べさせてもらった。

(5) 次期開催予定など

次回のテーマは、特に提案がなければ、今、秋田地裁では裁判員制度の施行に備えて、1号法廷を裁判員裁判用の法廷に改修する工事をしており、3月末には竣工の予定である。裁判員制度については、今までにもいろいろな所で取り上げられているが、先ほどの成年後見等制度についての広報の話と同じように、裁判員制度についても国民の皆さまに十分な理解をしていただくために、今回は、地方裁判所委員会と合同で、裁判員制度についてのテーマを採り上げて開催したいと思っているが、意見を伺いたい。

(反対意見の声はなし。)

それでは、3月15日(水)に予定されている地方裁判所委員会において次回のテーマを裁判員制度に関する議題として、家庭裁判所委員会と合同で開催することを諮らなければならないので、その提案をした上で、テーマ及び期日は追ってお知らせすることにしたい。

(別紙1)

裁判官から見た成年後見等制度の現状と今後の課題

1 統計から見える後見制度の果たしている役割

財産管理処分の中身

身上監護

2 制度利用の有用性

本人保護

親族間紛争の未然防止

第三者後見人選任率の増加

3 「適正な財産管理」の適正について、後見人と裁判所間の意識のずれ

本人が扶養者の立場にある場合

交際費，寄付，謝礼の支出

遠隔地介護

(別紙2)

— 秋田家庭裁判所委員会に対する報告 —

1 申立費用の本人負担

(1) 本人に対し申立費用の負担が認められるべき要件

(2) 市町村長申立の際の本人支弁システムの試行

2 添付書類の省略

第三者成年後見人等の身分証明書・成年後見登記事項証明書の添付省略

3 審判前の記録閲覧

審判確定前の事件記録閲覧

4 死後の事務

(1) 権限として捉えることができるもの

(2) 運用上成年後見人の事務として許容されるもの

5 報酬額の基準

6 医療行為の同意

(1) 権限として捉えることができるもの

(2) 運用上成年後見人の事務として許容されるもの

7 診断書交付についての障碍

医師による診断書の交付拒否

8 集団申立への対応

集団申立事件への対応の留意点